

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 3 日	
長野県知事	様
提出者	
住 所	長野県埴科郡坂城町坂城6351
氏 名	寿製菓株式会社 代表取締役社長 富山泰
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0268-82-2211	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	寿製菓株式会社
事業場の所在地	長野県埴科郡坂城町大字上五明字東川原198
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	32 その他製造業
②事業の規模	売上177億円（うち製造品出荷額75億円）
③従業員数	126名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	当社においては、特別管理産業廃棄物の処理は行なっておらず、産業廃棄物処理業者へ回収および処理の委託をしています。

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

「別紙のとおり」

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	排 出 量		t	t
	(これまでに実施した取組)			
	製造の合理化により排出抑制を図った。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	排 出 量		t	t
	(今後実施する予定の取組)			
	製造の合理化により排出抑制を図る。			

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	特に実施していない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	実施する予定は無い。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定は無い。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	（これまでに実施した取組） 特に実施していない。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t		t
	（今後実施する予定の取組） 実施する予定は無い。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(これまでに実施した取組) 特に実施していない。			
②計画	【目標】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量		t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定は無い。			

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		「別紙のとおり」	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
	(これまでに実施した取組) ・再生利用可能なものは再生利用業者へ委託している。 ・委託基準に従って、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 ・マニフェストにより最終処分の確認を徹底している。			

②計画	【目標】			「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類					
	全処理委託量			t	t	
	優良認定処理業者への 処理委託量			t	t	
	再生利用業者への 処理委託量			t	t	
	認定熱回収業者への 処理委託量			t	t	
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量			t	t	
	(今後実施する予定の取組)					
	・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・マニフェストにより最終処分の確認を継続・徹底していく。					
	電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2023年度）実績】				
特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)			154.48	t		
(今後実施する予定の取組等) ・2020年4月より電子マニフェストに加入済み						
※事務処理欄						

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別産業廃棄物の種類		3		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における特別管理産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立処分する量（自ら中間処理を行ったことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残さ量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
廃油		124.79	124.00									124.79	124.00	124.79	124.00						
廃酸		4.13	4.00									4.13	4.00	4.13	4.00						
廃アルカリ		0.01	0.01									0.01	0.01	0.01	0.01						
感染性廃棄物		2.16	2.10									2.16	2.10	2.16	2.10						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	0.01	0.00									0.01	0.00	0.01	0.00						
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	廃石綿等																				
	汚泥																				
	有害金属																				
	廃油	23.37	23.30									23.37	23.30	23.37	23.30						
	廃酸																				
	廃アルカリ	0.00	0.00									0.00	0.00	0.00	0.00						
	燃えがら																				
ばいじん																					
合 計		154.48	153.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	154.48	153.41	154.48	153.41	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分を行った（行う）量＋全処理委託量

【記載方法】

- ・各特別管理産業廃棄物の種類ごとに該当の箇所の左に前年度の実績（現状）を右に本年度の目標（計画）の特別管理産業廃棄物の量を記載してください。
- ・「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入し、右欄のそれぞれの内訳を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、自ら直接再生利用した量と自ら中間処理した後再生利用した量を記載してください。
- ・「自ら埋立処分を行った（行う）量」は、自ら直接埋立処分した（する）量と自ら中間処理した後自ら埋立処分した（する）量を記載してください。（自ら中間処理したことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入する量も含める）